

# 特定商取引法 特定継続的役務提供編

## 問題

特定継続的役務提供は政令で定めた継続的なサービス取引を規制するものです。限定されていますが、当該事業に携わる方の法令に関する知識は必要です。その一助としてこのクイズにチャレンジしてみませんか？

今回は、特定商取引法で規定された基礎的事項について問題を作成しました。基礎的な問題ですので、法令知識の再確認や新人教育等に活用していただければと考えております。

全10問です。是非一度チャレンジしてください。

〔設問 1〕 定義

特定継続的役務提供とは、特定継続的役務を一定期間を超える期間にわたり、一定の金額以上の支払いを受けて提供するもの及び販売業者が特定継続的役務提供を受ける権利を販売するもので、政令で指定したものをいいます。

次のうち、特定継続的役務として政令で指定されていないものはどれでしょうか。

- ① いわゆるエステティックサロンで契約期間1月を超え、契約金額5万円を超えるもの。
- ② いわゆる語学教室で契約期間2月を超え、契約金額5万円を超えるもの。
- ③ いわゆるスポーツジムで契約期間2月を超え、契約金額5万円を超えるもの。

〔設問 2〕 概要書面

法第 42 条第 1 項において定められている「概要書面」の交付時期として、次のうち、正しいものはどれでしょうか。

- ① 契約が成立していない時点で、契約内容等についての説明に先立って、あるいは同時並行的に交付する。
- ② 契約が成立した時点で、契約内容等の説明と同時並行的に交付する。
- ③ 契約が成立した時点で、遅滞なく交付する。

〔設問3〕 契約書面

法第42条第2項及び第3項において定められている「契約書面」について次のうち、誤っているものはどれでしょうか。

- ① 契約書面は概要書面で代用出来ない。
- ② クーリング・オフ期間は消費者が契約書面を受け取った日から起算される。
- ③ エステの役務契約と施術の際に必ず使うローション（化粧品）も一緒に契約したが、契約書面にはエステの役務費用のみを記載すればよい。

〔設問4〕 関連商品

関連商品とは、その商品を購入しないと役務の提供を受けられないもので、政令で指定された商品を言い、クーリング・オフ及び中途解約の対象となるものです。

次のうち、関連商品でないものはどれでしょうか。

- ① エステティックサロンにおける下着。
- ② 学習塾における文房具。
- ③ 結婚相手紹介サービスにおける指輪。

〔設問5〕 誇大広告

以下のア～ウのうち、法第43条に規定する誇大広告に該当するものを選んだ選択肢として正しいものはどれでしょうか。

ア 「-15kg、あなたにも可能です。」(エステ)

イ 「(根拠がないのに) +20点の実績を誇ります。」(家庭教師、学習塾)

ウ 「誰でも結婚相手を見つけられます。」(結婚相手紹介サービス)。

① ア、イ、ウ

② ア、イ

③ ア

〔設問6〕 不実告知

法第44条第1項に規定する不実告知に該当しないものはどれでしょうか。

- ① 希望の時間に予約することが不可能な状況であるにもかかわらず、「お好きな時間に必ず予約が取れます。」と告げること。
- ② 学習塾の勧誘で、実績に基づいて「昨年度、当塾は東京大学合格者を〇名輩出しました。」と告げること。
- ③ 「この契約はサービス価格で提供しているため、クーリング・オフはできません。」と告げること。

〔設問 7〕 重要事項不告知

法第 44 条第 2 項に規定する重要事項不告知に該当しないものはどれでしょうか。

- ① 既に会員数がキャパシティを大幅に超えており、希望の時間に予約することが不可能な状況であるにもかかわらず、その旨を故意に告げないこと。
- ② 役務の提供を受けるためには関連商品の購入が必須であるにもかかわらず、その関連商品の内容について故意に告げないこと。
- ③ 他事業者のほうが廉価で質の良い役務を提供しているにもかかわらず、そのことを故意に告げないこと。



〔設問 8〕 迷惑勧誘

法第 46 条第 1 項第 3 号省令第 39 条第 1 号に規定する迷惑な勧誘又は迷惑な契約解除の妨害に該当しない可能性が高いものはどれでしょうか。

- ① 無料体験に来た消費者を、体験終了後に引き止め、深夜まで勧誘すること。
- ② クーリング・オフを申し出た契約者に対し、契約を継続するよう数時間にわたって説得すること。
- ③ 役務の内容について一通り説明した後に、消費者がさらなる説明を求めたため、続けて勧誘すること。

〔設問 9〕 クーリング・オフ

法第 48 条に規定するクーリング・オフ制度について、正しいものはどれでしょうか。

- ① クーリング・オフが可能な期間は、初めて役務を提供された日から起算して 8 日間である。
- ② クーリング・オフが行われた場合は、すでに役務を提供していたとしても、その役務分の代金を請求することはできない。
- ③ 役務の関連商品である消耗品を消費した場合でも、クーリング・オフにより関連商品の販売契約を解除することができる。

〔設問 10〕 中途解約

法第 49 条に規定する中途解約について、正しいものはどれでしょうか。

- ① 役務提供開始後に中途解約された場合、事業者が請求できるのは、「提供された役務の対価に相当する額」のみである。
- ② 中途解約の請求額算出のために、既に提供した役務対価相当額を計算する際は、たとえ特別割引料金で契約していたとしても、通常料金の単価で計算することができる。
- ③ 中途解約について消費者に不利な特約を定め、その内容を概要書面及び契約書面に記載していたとしても、その特約は無効となる。